

# **みえグリーンボンド**

## **フレームワーク**

**令和3年11月**

**三重県**

## 1 みえグリーンボンドフレームワークの策定趣旨

### (1) 三重県の概要とこれまでの環境問題への取組

三重県は、名古屋、大阪の2大都市圏にまたがり、東西文化の交わるところに位置し、南北に長く多彩な県土、豊かな自然の恵みを有しています。縦横に発達した街道交通の要衝として県内各地がにぎわい、人、情報、文化等の交流の場が形成され、それぞれの地に住む人びとが先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を育んでいる、多様性に満ちた地域です。

しかしながら、このような自然環境・社会環境は当たり前に存在してきたものではなく、戦後の高度経済成長期に発生し甚大な健康被害をもたらした四日市公害問題に市町、事業者、県民の皆さんと一緒に取り組んできたことをはじめ、三重県全体で環境保全に向けた施策を着実に進めてきた結果として得られたものです。

三重県では、四日市公害への取組における硫黄・窒素酸化物の「総量規制」や環境影響評価（環境アセスメント）、産業廃棄物税の導入、レジ袋の有料化等、全国に先駆けた取組を積極的に取り入れるとともに、時代に応じた環境施策を実施してきました。

その結果、環境保全に対する意識が高まり、環境に配慮した行動が日々の暮らしの中にも浸透しています。

また、近年においては、地球温暖化対策や資源循環を促進するうえで生じる新たな課題への対応を進めることに加え、愛知県、岐阜県及び名古屋市とともに伊勢湾再生に取り組むなど、広域的な環境問題についても積極的な役割を担っています。

### (2) 今後の地球温暖化対策への取組方針

近年、世界各地で人類がこれまでに経験したことがない、異常気象や災害が発生しています。県内においても、豪雨災害や熱中症患者の増加、農林水産業への被害など、気候変動の影響と考えられる事象が顕在化しつつあります。

また、パリ協定の発効など、国際社会が脱炭素に向け大きく舵を切り、国においても、新たな温室効果ガス削減目標の国連への提出や気候変動適応法の施行など、地球温暖化対策を取り巻く状況は大きく変化しました。

こうしたことから、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」に加えて、気候変動影響を軽減する「適応」の重要性が高まっています。

三重県では、2012年3月に策定した「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、さまざまな取組を進めてきましたが、こうした状況変化をふまえ、2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意を示しました。

さらに、この宣言をふまえ、2021年3月に、「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定し、2050年の目標達成に向けた長期ビジョンを示すとともに、2030年度までの具体的な温室効果ガス削減の取組と気候変動影響への適応策をまとめました。

今後、この総合計画に基づき、温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動による影響を軽減する「適応」を、地球温暖化対策の両輪として施策を推進していきます。

なお、この総合計画については、社会情勢の変化や国の方針等をふまえ、必要に応じて、見直しを行っていきます。

### **(3) みえグリーンボンドの発行目的**

地球温暖化対策を取り巻く状況変化を背景に、ESG 投資への関心が世界的に高まり、グリーンボンド市場が急成長していることをふまえ、みえグリーンボンドを発行することにより、安定的な資金調達を実現し、こうした地球温暖化対策への取組を着実に実施します。

さらに、みえグリーンボンドの発行をきっかけとして、三重県が地球温暖化対策に率先して取り組む姿勢を明確に示すことで、地方自治体や事業者の ESG 投資に向けた機運醸成を図ります。

### **(4) みえグリーンボンドフレームワークについて**

みえグリーンボンド発行にあたって、「みえグリーンボンドフレームワーク」を策定し、調達資金の使途やプロジェクトの選定基準・プロセス、調達資金の管理、レポーティングについて定めました。本フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則 2021 及び環境省グリーンボンドガイドライン 2020 年版との適合性に対するオピニオンを株式会社格付投資情報センターから取得しています。

なお、三重県が本フレームワークに基づき発行するグリーンボンドの一般名称を「みえグリーンボンド」とし、正式名称は「三重県市場公募債（グリーンボンド）」とします。

## 2 調達資金の使途

みえグリーンボンド発行により調達した資金は、緩和策として、温室効果ガスの排出削減対策を目的としたクリーンな輸送に関する事業及び省エネルギーに関する事業、吸収源対策を目的とした自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業に、また、適応策として、気候変動による農林水産分野への影響の軽減や自然災害の防止を目的とした気候変動への適応に関する事業等に充当していきます。

調達資金の使途は、ICMAによるグリーンボンド原則2021におけるグリーンプロジェクトの事業区分のうち以下に挙げるものを本県のグリーン適格プロジェクト分類とし、該当するプロジェクトに充当します。対象プロジェクト例は表の通りです。

### グリーン適格プロジェクト分類

- ・ クリーンな輸送
- ・ 省エネルギー
- ・ 自然資源・土地利用の持続可能な管理
- ・ 気候変動への適応

## 3 プロジェクトの選定基準・プロセス

本フレームワークに選定した事業については、「三重県地球温暖化対策総合計画」において示された事業をもとに、総務部及び環境生活部が各部局に調査を行い、環境面での便益を定量的に捕捉することが可能であるか等、適格性の検討を行うことにより選定し、知事が決定しました。

## 4 調達資金の管理

### (1) 調達資金の紐づけ方法と追跡管理の方法

地方自治法第208条に基づく会計年度独立の原則に基づいて、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入（地方債によって調達された資金もこれに含む）をもってこれに充てられます。また、個別プロジェクトの充当状況については、総務部財政課と各部局予算決算担当課が連携して、充当状況の把握を行い、発行超過等が起こらないよう、適切に管理します。

こうしたことにより、みえグリーンボンドの発行により調達された資金は、当該会計年度中に適格対象プロジェクトに充当されます。

会計年度の終了時には、適格対象プロジェクトを含む三重県の全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して県議会に提出され、承認されることになります。

### (2) 調達資金の追跡方法に係る内部統制

みえグリーンボンドの適格対象プロジェクトへの資金充当については、三重県の会計制度に基づいた歳入予算の経理区分で分類するとともに、帳簿上に資金使途と支出額を明確に示します。

### (3) 未充当資金の管理方法

未充当資金が発生した場合には充当されるまで、三重県資金運用方針に基づき、現金または安全性の高い金融資産で運用します。

## 5 レポート

### (1) 資金の充当状況に関する開示の方法

資金を充当したプロジェクト名及び充当金額については、三重県のウェブサイト上において、起債した年度の翌年度に開示します。なお、充当状況について、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示します。

### (2) インパクトレポートの開示の方法

資金を充当したプロジェクトの実施により得られた環境改善効果等を盛り込んだインパクトレポートについては、三重県のウェブサイト上において、起債した年度の翌年度に開示します。なお、プロジェクトについて、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示します。

### (3) インパクトレポートにおけるKPI

環境改善効果を測るKPIとしてインパクトレポートに盛り込むことを予定しているインパクト指数は、表のとおりです。

グリーン適格 プロジェクト分類	対象プロジェクト例	目的・効果	インパクト指数	関連する SDGs のゴール
クリーンな輸送	電気自動車、ハイブリッド自動車等の購入	・エネルギー効率に優れる車両を導入することにより、CO <sub>2</sub> 排出量を削減。	導入件数 CO <sub>2</sub> 排出量の削減量(t-CO <sub>2</sub> )	12. つくる責任 つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を
省エネルギー	信号機等の新設・改良(LED化等)	・LED 灯器の信号機等を設置することにより、消費電力を削減。	導入件数 消費電力低減量(W)	12. つくる責任 つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を
自然資源・土地利用 の持続可能な管理	沿岸浅海域における藻場造成	・藻場を造成することにより、CO <sub>2</sub> を吸收、窒素化合物を除去。	藻場造成面積(ha)、 CO <sub>2</sub> 吸収量(t/ha/年)、 窒素化合物除去量( t/ha/年)	13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう
	林道の開設	・森林の適正な整備、保全のために林道を整備し、大気中のCO <sub>2</sub> 吸収源としての役割など、森林の多面的機能の持続的な発揮が期待できる森林が増加。	林道開設実績延長(km)	13. 気候変動に具体的な対策を 15. 陸の豊かさも守ろう
	森林・林業を担う人材育成のための拠点整備	・林業人材を育成するとともに、森林整備の担い手である林業就業者を増加させることで、CO <sub>2</sub> 吸収をはじめとするさまざまな公益的機能を持つ森林の整備がより安定的に行われ、森林資源の適正な育成と維持・増進を促進。	森林・林業を担う林業人材育成人数	12. つくる責任 つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動への適応	農林分野への対応 : 農産物品種や農産物生産技術の開発、病害虫対策等（イチゴ、カンキツ、水稻、麦、大豆等）	・従来品種と比較し、高温障害等の発生率が低下する品種を開発。 ・高温環境下での生産技術を開発。	整備された施設・機器整備件数、品種開発数、農産物生産技術開発研究数等	13. 気候変動に具体的な対策を 15. 陸の豊かさも守ろう
	水産分野への対応 : 水産業研究施設機器整備費（アコヤガイ等）、調査船の設計・建造、水産動植物の種苗生産施設整備	・研究施設機器の整備を行い、高水温耐性品種を作出。 ・調査船を整備し、海水温上昇など本県水産業に影響を与える気候変動を把握。 ・種苗生産施設の整備を行い、環境変化に対応した栽培技術を開発。	整備された施設・機器整備件数、種苗生産が継続的になった水産動植物の種類数等	13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう
	水害対策 : 治水ダムの建設、河川の改修（堤防の改修、河道掘削等）、河川の堆積土砂撤去等	・治水ダムを建設し、家屋や公共施設等を洪水から守る。 ・護岸整備や河道掘削又は堆積土砂撤去を行うことで、洪水の発生を軽減。	実施したプロジェクトの箇所名・箇所数等、洪水被害を回避できる地域・家屋数等	11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を
	高潮・高波対策 : 海岸保全施設及び漁港施設の改修	・堤防嵩上げ等の海岸整備を行い、高潮・高波による背後地の浸水被害を低減。 ・防波堤の嵩上げ等により高潮・高波による漁港施設及び漁船等への被害を低減。	実施したプロジェクトの箇所名・箇所数、整備延長(km)、防護面積・防護人口の増加量等	11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を
	土砂災害対策 : 砂防事業関係施設の整備、治山対策（治山施設の整備・改修、保安林の整備）	・砂防堰堤、擁壁等の整備を行い、土砂災害から家屋を守る。 ・治山施設の整備等により、土砂災害から家屋を保全。	実施したプロジェクトの箇所名・箇所数等、土砂災害保全戸数、	11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を

## (参考) 三重県地球温暖化対策総合計画（2021年3月策定）

2020年度までを計画期間とする「三重県地球温暖化対策実行計画」（2012年3月策定）を改定するとともに、現在及び将来の気候変動影響による被害を防止・軽減するため、2030年度までの三重県の特性に即した適応策を推進する計画を新たに盛り込んだ総合計画。

### 1 計画の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画として位置付けるとともに、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けます。

また、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」と整合を図り、「三重県環境基本計画」の個別計画として、基本方針やめざすべき姿をふまえたものとします。

### 2 2030年度に三重県がめざす姿

この計画の目標年度である2030年度には、脱炭素社会の実現につながる高度な低炭素社会が構築されている必要があり、県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識したうえで、その途上にある持続可能な社会の構築に向けて行動することが重要です。

このため、この計画において三重県がめざす姿を『県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会』とし、その実現に向けた取組を推進します。

### 3 基本的な方向

- (1) 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、気候変動対策の両輪として施策を推進します
- (2) SDGsの観点をふまえた環境、経済、社会の統合的向上をめざします
- (3) 多様な主体との協創を重視します
- (4) 新型コロナウイルス危機からの復興を気候変動対策とともに進めます

### 4 削減目標

2030年度における三重県の温室効果ガス排出量について、排出削減・吸収量の確保により、2013年度比で30%削減を目指として掲げています。

また、三重県庁における事務・事業の実施により排出される温室効果ガスについて、2030年度までに2013年度比で40%削減することをめざします。